

市民税の減免に関する要綱

令和元年10月1日改定

(要旨)

第1条 この要綱は、船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号。以下「条例」という。）第51条に規定する市民税の減免に関し、必要な事項を定める。

(減免取扱の原則)

第2条 減免の取扱いは、次に掲げるところによる。

- 一 条例第51条第2項に規定する減免申請書が提出された日以降に到来する期限内に納付すべき当該年度の税額について適用する。
- 二 減免の事由が二以上にわたる場合においては、減免割合の大きい規定を適用する。

(生活保護者の減免)

第3条 市長は、条例第51条第1項第一号に該当する者の均等割額及び所得割額を免除する。

(所得激減者等の減免)

第4条 条例第51条第1項第二号に該当する者とは、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 失業、退職、休職、廃業、休業その他これらに準ずる事由により、当該減免申請に係る年中の所得が皆無となり、又は著しく減少し、生活が困難であると認められる者
- 二 本人又は生計を一にする親族の負傷又は疾病により、多額の医療費（保険金等により補填される金額を除く。）を要し、生活が困難であると認められる者

2 市長は、前項に規定する者の所得割額を別表第一に定めるところにより減額し、又は免除する。

(学生及び生徒の免除)

第5条 市長は、条例第51条第1項第三号に該当する者が、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第三十二号に規定する勤労学生であって、かつ、均等割額のみを課されるものであるときは、その均等割額を免除する。

(公益社団法人及び公益財団法人の免除)

第6条 市長は、条例第51条第1項第四号に規定する者が収益事業を営まないものであるときは、均等割額を免除する。

(特別の事由による減免)

第7条 条例第51条第1項第五号に該当する特別の事由がある者とは、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 貧困のため、私的扶助を受けている者で、かつ、第3条に規定する生活保護者に準ずると認められるもの
- 二 震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、死亡した者又は障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第九号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったもの
- 三 震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、住宅又は家財に被害を受けた者で、かつ、納税が困難であると認められるもの
- 四 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第六号の公益法人等並び

に防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち、第6条に規定する者及び地方税法（昭和25年法律第226号）第296条第1項に掲げるものを除くものであって、収益事業を行わないもの

五 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に規定する者の市民税額を減額し、又は免除する。この場合において、同項第一号に規定する者にあつては均等割額及び所得割額を免除し、同項第二号に規定する者にあつては所得割を別表第二に定めるところにより減額し、又は免除し、同項第三号に規定する者にあつては別表第一に定めるところにより減額し、又は免除し、同項第四号に規定する者にあつては均等割額を免除する。

（納税義務の継承による減免）

第8条 市長は、地方税法第9条第1項の規定により市民税の納税義務を継承すべき相続人であつて、かつ、生活上当該納税が困難であると認められるものの所得割額を別表第三に定めるところにより減額し、又は免除する。

（均等割額免除の特例）

第9条 市長は、次の各号の一に掲げる者の均等割額を免除する。

- 一 第4条第1項に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの又は同条第2項の規定により所得割額を免除されるもの
- 二 第7条第1項第二号又は第三号に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの又は同条第2項の規定により所得割額を免除されるもの
- 三 第8条に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの又は同条の規定により所得割額を免除されるもの

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年2月20日から施行し、平成6年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 表 第 一 (第4条第2項、第7条第2項)

前年中の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の減少割合	30パーセント以上	50パーセント以上
前年中の合計所得金額	50パーセント未満	
250万円以下	全 額	全 額
500万円以下	2 分 の 1	全 額
750万円以下	4 分 の 1	2 分 の 1
1,000万円以下	8 分 の 1	4 分 の 1

(備 考)

- 一 第4条第1項第二号に規定する者については、「前年中の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の減少割合」とあるのは「当該年中の合計所得金額に対する医療費の支出割合」と読み替えるものとする。
- 二 第7条第1項第三号に規定する者については、「前年中の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の減少割合」とあるのは「資産に対する被害の割合」と読替え資産に対する損害の金額は、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除くものとする。

別 表 第 二 (第7条第2項)

区 分	減 免 割 合
死 亡 し た 者	全 額

障害者となった者	10分の9
----------	-------

別表第三（第8条）

相続人の当該年中の 合計所得金額	減免割合
250万円以下	全額
500万円以下	2分の1
750万円以下	4分の1
1,000万円以下	8分の1